

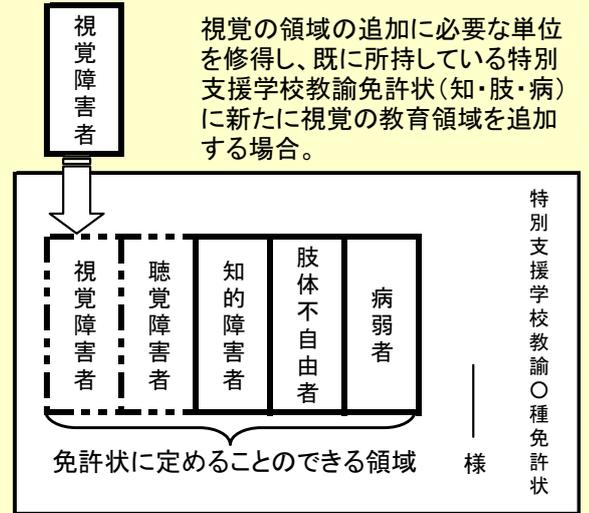
## 現職教員向け 特別支援学校教諭免許状に新教育領域を追加するには

特別支援学校教諭免許状を取得した後、免許状に定めのない特別支援教育領域について、**良好な勤務年数1年以上**と、**所定の単位**を修得することで、新教育領域が追加できます。  
(免許法規則第7条第5項 教育職員検定による取得)

新教育領域の追加は、既に所持している免許状へ新たに教育領域の一部を追加することから、免許状の授与とは以下の点が異なります。

- ・領域追加の申請は、追加しようとする免許状を授与した都道府県教育委員会へ行います。
- ・領域追加された免許状の授与年月日、記号番号（平〇〇特支学二第〇〇〇号）は変わりません。（新たな免許状の授与ではありません。）

### 新教育領域の追加のイメージ



### 必要な単位

特別支援教育に関する科目		追加する教育領域	専修・1種	2種
第2欄 特別支援教育領域に関する科目(免許状に定める領域の科目)	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者	4 (心理1+指導法1を含む)	2 (心理1+指導法1)
		聴覚障害者		
		知的障害者	2 (心理1+指導法1)	1 (心理+指導法で1)
		肢体不自由者		
		病弱者		

- ・必要な単位は第2欄の単位のみです。第1欄及び第3欄の単位は必要ありません。
- ・都道府県の開催する免許法認定講習、大学等の開催する免許法認定公開講座等で取得した単位が有効です。
- ・1領域につき心理等の科目及び指導法等の科目の両方の修得が必要です。
- ・第2欄で修得する教育領域の単位は、「中心となる領域」としたものに限りません。
- ・第3欄で修得した単位でも、「中心となる領域」として修得したものに限り、第2欄の単位として使用できます。ただし、第2欄に当該単位を使用したことで第3欄の単位が不足することになるときは、新たに第3欄の単位を修得する必要があります。
- ・1種免許状に追加しようとする領域の2種免許状を所持している場合、修得する単位は1種免許状追加の必要単位から2種免許状追加の必要単位を差し引いた単位となります。(例：1種〔知・肢・病〕に視覚の教育領域を追加するときに、2種〔視〕を所持している場合、必要単位は2単位となります)
- ・1種免許状に追加しようとする領域の単位のうち2種用として修得した単位は、2種免許状追加単位を上限として1種用の単位に含めることができます。
- ・1種・2種共通の単位として修得した単位を2種免許状取得用に使用した場合は、1種免許状取得用には使用できません。
- ・新教育領域の追加は既に所持している特別支援学校教諭免許状を授与した都道府県の検定により行いますが、NHK放送大学での単位などは都道府県によっては使用できない場合があります。詳しくは免許状の授与を受けた都道府県に直接ご確認ください。

### 必要な在職年数

最低在職年数 <u>1年</u> ※特別支援学校教諭免許状を取得した後の在職年数に限りません。	専修免・1種免	2種免
	当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員としての勤務年数に限りません。	幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員としての勤務年数を含みます。

- ・別表7で取得した免許状に新教育領域を追加するときは、別表7での免許取得時に使用した在職年数が使用できます。
- ・基礎免許状を取得する前の勤務年数は不可です。
- ・在職年数は臨時講師（常勤に限る）も含まれますが、任用期間が4月1日～3月27日の場合など、1年に満たない場合は注意が必要です。

### 新教育領域の追加の申請は？

- ・追加しようとする免許状の授与を受けた都道府県に申請します。それぞれの都道府県教育委員会にご確認ください。
- ・在職年数に関わらず新教育領域の追加をする場合は、免許法規則第7条第3項による追加となり、この内容と異なります。